

砺波地方介護保険組合議会令和6年2月定例会会議録

- 1 開会の日時 令和6年2月14日 午後3時30分 開会
- 2 閉会の日時 令和6年2月14日 午後4時30分 閉会
- 3 開議及び閉議の日時 令和6年2月14日 午後3時33分 開議
令和6年2月14日 午後4時22分 閉議

4 出席議員の氏名

1番	齋藤 幸江	2番	竹松 豊一
3番	川原 忠史	4番	山本 篤史
5番	竹田 秀人	6番	山室 秀隆
7番	有若 隆	8番	山田 順子
9番	蓮沼 晃一	10番	藤本 雅明
11番	中田 正樹	12番	大楠 匡子

以上12名

5 欠席議員の氏名

なし

6 説明のため議場に出席した者の職・氏名

理事長	夏野 修	副理事長	桜井 森夫
理事	田中 幹夫		
代表監査委員	山田 博章	会計管理者	東川 弘美
事務局長	袴谷 敏実	業務課長	長太 一進
兼総務課長			
楽寿荘施設長	吉澤 昇		

7 職務のため議場に出席した事務局等職員

総務課主幹	本田 和裕	総務課主査	高桑 万紀子
業務課主幹	山森 良子		

8 議事日程

- 第1 議席の指定について
- 第2 副議長の選挙について
- 追加日程 議長の辞職許可について
- 追加日程 議長の選挙について
- 第3 会議録署名議員の指名について
- 第4 会期の決定について
- 第5 施政方針並びに議案第1号から議案第8号 令和6年度砺波地方介護保険組合一般会計予算外7件及び報告第1号専決処分の承認を求めることについてまで

	(提案理由説明・一般質問・質疑・討論・採決)
追加日程	議案第9号 砺波地方介護保険組合監査委員の選任について
	(提案理由説明・採決)
第6	閉会中の継続審査について

- 9 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

10 会議の要旨

【午後3時30分 開会】

- 議長（藤本 雅明 君）

本日、令和6年2月 砺波地方介護保険組合議会定例会を開催いたしましたところ、各位には何かとご多用のところ、ご出席を賜り深く感謝申し上げます。

議会運営委員会が1月29日に開催され、「中田 正樹」委員長が互選された後、本日の日程等について協議されております。

協議結果について議会運営委員会より、報告があります。

議会運営委員会 委員長 中田 正樹 君

【中田 正樹 議会運営委員会委員長 登壇】

- 議会運営委員会委員長（中田 正樹 君）

本定例会の議事運営を協議するため、去る1月29日に議会運営委員会を開催し、本日の議事日程等について協議したところであります。

日程につきましては、配布のとおりでございますが、簡単に協議の結果についてご報告を申し上げます。

本定例会は、このあと本会議を開会し、議席の指定を行います。

次いで、閉会中の副議長の議員辞職により副議長が空席となっておりますので、副議長選挙を行います。

次に、会議録署名議員を議長より指名いたします。

次に、本定例会の会期を、本日1日と決定いたします。

次に、理事長から施政方針並びに議案第1号から第8号及び報告第1号までの議案8件、報告1件について、提案理由の説明があります。

その後、一般質問及び上程議案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

次に、「閉会中の継続審査について」を協議いたします。

以上で、本日の全日程を終了し、閉会することとなっております。

これもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

【中田 正樹 議会運営委員会委員長 降壇】

- 議長（藤本 雅明 君）

ただ今の報告の件につきまして、質疑はございませんか。

（「質疑なし」と発言する者あり）

質疑が無いようですので、報告の件について終了いたします。

[午後 3 時33分 開議]

○ 議長（藤本 雅明 君）

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年2月砺波地方介護保険組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野理事長ほか関係の皆様出席を求めてあります。本日の日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査及び財務監査の報告を受けておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に閉会中の議員の異動について申し上げます。

小矢部市の嶋田 幸恵君、加藤 幸雄君から議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可し、新たに竹松 豊一君、中田 正樹君が、小矢部市議会において本組合議会議員として選出されておりますことを報告いたします。

また、砺波市の有若 隆君から議会運営委員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可しております。

なお、欠員となりました議会運営委員会委員について、議会運営委員会条例第3条の規定により、砺波市の大楠 匡子君、小矢部市の中田 正樹君を、指名しておりますことを報告いたします。

加えて、閉会中に副議長蓮沼 晃一君より辞職届が提出され、許可しております。

これで、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、資料1ページにございますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1「議席の指定について」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、議員名簿の議席番号のとおり指定いたします。

議席札を改め願います。

次に、日程第2「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

砺波地方介護保険組合議会副議長に「有若 隆」君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました「有若 隆」君を、砺波地方介護保険組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました「有若 隆」君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました「有若 隆」君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました「有若 隆」君からご挨拶がございます。

「有若 隆」君

【有若 隆 副議長 登壇】

- 副議長（有若 隆 君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の温かいご推挙により、砺波地方介護保険組合議会の副議長に選任いただき、誠にありがとうございます。身に余る光栄であり、責任の重さを痛感しております。

もとより、微力ではございますが、議長の補佐役として、皆様方のお力添えをいただきながら、議会の円滑な運営のため、努力してまいる所存でございます。

何とぞ、議員各位のあたたかいご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

【有若 隆 副議長 降壇】

- 議長（藤本 雅明 君）

これもちまして、議長席を交代いたします。

暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

[午後 3 時39分 休憩]

【藤本 雅明 議長 退場】

[午後 3 時40分 再開]

- 副議長（有若 隆 君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長 藤本 雅明君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職願を議会事務局長より朗読させます。

○ 議会事務局長 (本田 和裕 君)

辞職願い 私は、このたび一身上の都合により、議長の職を辞したいので許可くださるようお願いいたします。令和6年2月14日 砺波地方介護保険組合議会 議長 藤本 雅明 以上です。

○ 副議長 (有若 隆 君)

お諮りいたします。

藤本 雅明議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、藤本 雅明君の議長の辞職を許可することに決しました。

【藤本議員 入場】

○ 副議長 (有若 隆 君)

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって副議長において指名することに決しました。

砺波地方介護保険組合議会議長に「蓮沼 晃一」君を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました「蓮沼 晃一」君を砺波地方介護保険組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました「蓮沼 晃一」君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました「蓮沼 晃一」君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました「蓮沼 晃一」君からご挨拶がございます。

蓮沼 晃一 君

【蓮沼 晃一 議長 登壇】

○ 議長（蓮沼 晃一 君）

一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、議員各位の温かいご推挙によりまして、砺波地方介護保険組合議会の議長の要職を賜り、誠に身にあまる光栄でございます。深く感謝申し上げます。

ここにご推挙いただきましたからには、議会の円滑な運営と活性化のため、また、介護保険事業の伸展に、微力ではございますが、誠心誠意努力いたす所存でございます。

何とぞ、議員各位のご支援並びにご協力を賜りますことを心よりお願い申し上げます。

簡単ではございますが就任のあいさつにかえさせていただきます。

【蓮沼 晃一 議長 降壇】

○ 副議長（有若 隆 君）

これをもちまして、議長席を交代いたします。

暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

[午後 3 時45分 休憩]

[午後 3 時45分 再開]

○ 議長（蓮沼 晃一 君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、日程に従い順次、議事を進めます。

日程第3「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、議長において指名いたします。

10番 藤本 雅明 君

11番 中田 正樹 君

以上、2名を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本2月定例会の会期は、本日1日といたします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第5「施政方針並びに議案第1号から議案第8号 令和6年度砺波地方介護保険組合一般会計予算外7件及び報告第1号専決処分の承認を求めることについてまで」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

【夏野 修 理事長 登壇】

○ 理事長（夏野 修 君）

本日ここに、令和6年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき深く感謝申し上げます。

今程は、蓮沼議員が議長に、有若議員が副議長に選任されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後とも円滑な議会運営を通じて、介護保険制度の安定運営と当組合の発展にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

初めに、第9期介護保険事業計画について申し上げます。

介護保険法に基づく介護保険事業計画は、3年を1期として策定することとされ、今回、第9期を迎えます。

現行の第8期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進や自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等、地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、介護保険制度の持続可能性の確保に努めてまいりました。

令和6年度からの第9期計画では、これまでの取組を引継ぎつつも、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、中長期的な管内の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた上で、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防・健康づくりが一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会の実現、持続可能な介護保険制度や介護サービスの構築を目指すことといたしました。

また、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年を迎えることを念頭に置きながら、介護保険事業の基本的な目標やサービス基盤の整備方針を定め、令和6年度から令和8年度までの介護給付費総額の推計及び第1号被保険者の保険料設定などを織り込みながら、構成3市の副市長からなる「介護保険事業計画策定委員会」と、構成市の担当課長による「幹事会」を設置して構成市との協議を重ね、さらに、一般公募委員を含む「介護保険推進委員会」においても協議いただき、パブリックコメントによる住民意見の聴取に努めながら進めてきたところであります。

次に、第1号被保険者の介護保険料について申し上げます。

当組合における第8期の介護給付費は、コロナ禍におけるサービスの利用控え等により、計画比で減少しており、第9期の介護給付費についても、第8期の計画比で減少するものと見込んでおります。

介護報酬の引上げ、保険料標準段階の多段階化、調整交付金見込み額の減額など、増額となる要素も併せて検討し、第1号被保険者の保険料基準月額を据え置き、現行どおりの6,100円といたしたいと考えております。

なお、今回の保険料率の算定に際しましては、保有している介護給付費準備基金を活用するなど、上昇を抑えるよう努めたところでありますが、第9期計画の実施に当たりましては、利用者、介護サービス事業者のご意見なども承りながら、健全な介護保険制度の運営に努めてまいりたいと存じますので、議員各位を始め、住民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより、本日提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第1号 令和6年度一般会計予算につきましては、人件費及び電算関係の賃借料等について、構成市分担金及び前年度繰越金等で措置するものであり、歳入歳出総額1億5,472万3千円を計上するものであります。

次に、議案第2号 令和6年度介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額156億3,041万8千円を計上するものであり、併せて、4月から6月にかけて契約が必要となる「富山県自治体クラウド基幹系システム標準化対応業務」について債務負担行為限度額を設定するものであります。

歳出につきましては、総務費として、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費や、介護認定審査会関連経費等のほか、介護職員の処遇改善に伴う介護報酬の改定による増加分を反映させた上で、介護・予防サービスや高額介護サービス等に係る保険給付費等を計上するものであります。

保険給付費の財源につきましては、第1号被保険者保険料23%、第2号被保険者保険料27%のほか、国25%、県12.5%、構成市負担12.5%となっており、不足する財源につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金で措置するものであります。

次に、議案第3号 令和6年度養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計予算につきましては、養護老人ホーム運営費として事務費、生活費等を負担金等で措置するものであり、歳入歳出総額1億4,217万円を計上するものであります。

次に、議案第4号 令和5年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、4月初から必要となる令和6年度の電算機器等保守委託業務及びL G W A Nネットワーク再構築委託業務について債務負担行為限度額を設定するものであります。

次に、議案第5号 令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費、保険料過誤納還付未済金、地域支援事業交付金精算金の増により、追加補正するものであります。

次に、議案第6号 令和5年度養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ115万円を追加補正し、歳入歳出予算総額は、1億4,181万2千円とするものであります。

補正の内容といたしましては、老人福祉費負担金の減額及び事務費、生活費の増額によるものであります。

次に、議案第7号 令和5年度砺波地方介護保険組合養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計補正予算に係る分担金 及び 令和6年度分担金に関する構成市の分賦の額及び納

付期日につきましては、各事業に要する経費の分賦基準及び納期を定めるものであります。

次に、議案第8号 砺波地方介護保険組合介護保険条例の一部改正につきましては、保険料の標準段階の9段階から13段階への多段階化等、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第1号専決処分の承認を求めることにつきまして、それぞれ

・専決処分第1号 令和5年度砺波地方介護保険組合養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金を利用し、簡易陰圧装置を購入するもの

・専決処分第2号 砺波地方介護保険組合職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国の人事院勧告に伴う当組合職員の給与条例の一部改正を行うものであり、これらの専決処分につきまして、承認を求めるものであります。

以上をもちまして、施政方針及び本日提出いたしました諸議案の説明といたします。何とぞ、ご審議のうえ、可決、承認をいただきますようお願い申し上げます。

【夏野 修 理事長 降壇】

○ 議長（蓮沼 晃一 君）

これより、一般質問及び提出案件に対する質疑を行います。

通告により、発言を許します。

7番 有若 隆 君

【有若 隆 議員 登壇】

○ 議員（有若 隆 君）

議長のお許しいたきましたので、通告に従い、現在策定中の「第9期砺波地方介護保険事業計画」の

項目1として 第1号介護保険料設定の考え方

項目2として 介護人材の確保対策

項目3として 認知症高齢者対策及び「養護老人ホーム楽寿荘の業務継続計画（BCP）」の策定についてお伺いします。

介護保険制度は、社会の急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による離職が社会問題となり、家族負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、西暦2000年の平成12年4月から始まり、開始以来早24年が経過しようとしています。

国においては、3年ごとに介護保険制度の見直しを行っており、昨年7月10日には、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする「第9期介護保険事業計画」の基本指針が示されました。

その基本的な考え方としては、第9期介護保険事業の計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えること。

また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・

介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれていること。さらに、都市部と地方で高齢化の進み方が大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となります。

見直しのポイントとして、

1つ目には「介護サービス基盤の計画的な整備」として①地域の実情に応じたサービス基盤の整備②在宅サービスの充実であります。

2つ目には「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」として①地域共生社会の実現②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備③保険者機能の強化であります。

3つ目には「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」の3つの見直しのポイントが示されました。

これを受けて、各市町村では、現在、第9期介護保険事業計画の策定作業が大詰めを迎えているところでありますが、

介護保険制度の定着とともに、介護保険の総費用は急速に増大し、65歳以上の高齢者が負担する介護保険料も改定の度に増加の一途をたどり「制度の持続可能性の確保」が課題となっています。

また、認知症や一人暮らしの高齢者も増加しており、介護サービスの充実・強化のための介護人材の確保が重要な課題となってきています。

さらに、介護サービスの提供した事業者を支払われる介護報酬については、3年に1度見直されることになっていることから、国は令和6年度からの介護報酬の改定として、介護職員の処遇改善として0.98%を上乗せし、全体で1.59%のプラス改定が示されましたが、介護報酬の引き上げは介護事業所の経営安定につながりますが、保険料や利用者の負担が増えることとなります。

つきましては、「第9期砺波地方介護保険事業計画」に関して、次の3点について夏野理事長にお伺いします。

1点目として、65歳以上の高齢者が負担する第1号介護保険料は、改定の度に増加の一途をたどっておりますが、議案第8号砺波地方介護保険組合介護保険条例の一部を改正する条例において、第9条の保険料の改定で保険料は、年額73,200円を示されており、月額に直すと6,100円で、8期介護保険事業計画における介護保険料と同額の据え置きとなっています。また、介護保険料の標準段階は9段階から13段階へと多段階化を図り、高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げをされていますが、第9期介護保険事業計画における第1号介護保険料の設定の考え方についてお伺いします。

2点目として、人手不足が深刻な介護職員について、介護人材の確保が重要な課題となってきています。市町村レベルにおいても「人材確保の目標」を設定し、教育・研修にも支援を行いながら介護人材を確保する必要があると考えますが、介護人材の確保対策について見解をお伺いします。

3点目として、今後介護保険事業を含めた高齢者施策を進めていく上で、「認知症高

齢者対策」が極めて重要になると考えますが、認知症高齢者対策について見解をお伺いしします。

次に、養護老人ホーム楽寿荘の業務継続計画（BCP）の策定について、吉澤施設長にお伺いします。

65歳以上の高齢者が入居している養護老人ホーム楽寿荘は、老人福祉施設であり、近年頻発する豪雨や地震で被害を受けても、施設入居者に対してサービスを提供し続ける必要があります。災害に備えて、国は全ての施設・事業所に、非常時の「業務継続計画（BCP）」を本年3月までに策定するよう義務付けていますが、楽寿荘の業務継続計画の策定について、吉澤施設長にお伺いし、私からの質問を終わらせていただきます。

【有若 隆 議員 降壇】

- 議長（蓮沼 晃一 君）
答弁を求めます。
理事長 夏野 修 君

【夏野 修 理事長 登壇】

- 理事長（夏野 修 君）
項目1の「第9期介護保険事業計画について」のご質問の1点目、「第1号被保険者介護保険料設定の考え方」についてお答えいたします。

このことについては、提案理由でも一部ご説明したところでありますが、65歳以上の第1号被保険者の設定に当たっては、第1号保険者の保険料負担割合が23パーセントとなっていることから、第9期計画期間中（令和6～8年度）3年間の保険料給付総額を賄うよう保険料を定める必要があります。

保険料給付総額を見積もる手順としては、既に確定している令和5年4月から9月までの月別の介護給付実績額を算定し、次に、10月以降の介護給付費を推計し、令和5年度の決算見込み額を求め、第8期計画の給付見込み額を算定いたしましたものであります。

第8期計画の3年間については、計画値として459億3,147万2,743円に対し、実績値は427億1,062万2,691円と、7.01パーセントの減となる見込みであることから、これを基準として厚生労働省の「見える化」システムにより、第9期の保険料について、給付総額を見込みます。

これに加え、その他の保険料の増加要因として、介護報酬1.59パーセントの引上げ、保険料標準段階の9段階から13段階への多段階化、調整交付金の見込み額の減を、一方、減少要因として、介護認定者数が第9期に3.8パーセント減となることから、給付総額見込み額は432億4,080万8,291円と、第8期比で5.86パーセントの減となる見込みであり、この額に地域支援事業費を加え、介護保険の財源のうち、第1号被保険者の負担割合である23パーセントを乗じ、調整交付金分や準備基金取崩額を差し引いた上で、保険料収納率や3年間の延べ被保険者数等で除した結果、月額6,100円に据え置く保険料とするものであります。

第9期計画期間中に、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を迎えようとしており、地域共生社会の実現と介護保険制度の持続可能性の確保に向け、引き続き努力してまい

ります。

項目1の「介護人材の確保対策」及び「認知症高齢者対策」につきましては、事務局長から答弁いたします。

【夏野 修 理事長 降壇】

- 議長（蓮沼 晃一 君）
事務局長 袴谷 敏実 君

【袴谷 敏実 事務局長 登壇】

- 事務局長（袴谷 敏実 君）

項目1の「第9期介護保険事業計画について」のご質問の2点目、「介護人材の確保対策」についてお答えいたします。

本組合が、直接的に介護人材の確保をいたす立場でないことは承知しておりますが、近年、我が国全体の介護人材不足が大きな問題となっており、厚生労働省のデータでは、令和5年度の介護職員必要数 約233万人に対し、約22万人不足していると伺っております。

さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になる2040年度には、約69万人も不足という見通しもあります。

国が示した第9期介護保険事業計画基本指針では、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上」の方策として、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保、働きやすい職場づくりに向けた取組の推進、介護事業所の経営の協働化、大規模化等が謳われており、本組合においても、従来、新任認定調査員や管内の介護関係施設等の新規採用職員の研修会講師を務めているほか、介護認定調査員に対する定期的な面談等、管内の介護職員と携わる機会を積極的に設けております。

加えて、国は介護保険革新の一環として、介護ロボット・センサー・ICTの活用等を進めておりますことから、これらを希望される事業所があれば、人材確保に繋がるものとして捉え、国・県の制度等の活用に向けた中継ぎ役としての立場から必要な支援を行ってまいります。

次に項目1の「第9期介護保険事業計画について」のご質問の3点目「認知症高齢者対策」についてお答えいたします。

令和元年6月に国が策定した「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方は、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進する」となっています。

特に、「予防」に関しては、介護予防の理念と同様なことから、管内での一体的な実施が重要と考えており、かねてより構成市が中心となって、地域支援事業として幅広く取り組んできたところでございます。

具体的な事例としましては、徘徊発生時に協力事業所にメールを配信し、対象者の捜索に資する「認知症徘徊SOS緊急ダイヤルシステム」、徘徊高齢者の所在を確認するための発信機を貸与する「徘徊高齢者家族支援事業」や「緊急通報体制整備事業等」のほか、

市民を対象に認知症について広く学ぶ「認知症サポーター養成講座」等がございます。

本組合といたしましては、これら各市の取組をサポートする立場で情報共有に努めるとともに、今年度、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を保健福祉事業の対象とする条例改正するなどの取組も行っております。

来年には65歳以上の5.4人に一人が認知症になるとの推計(日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関するに関する研究)もありますので、このような状況に対応できるように、引き続き認知症高齢者対策に重点を置いてまいりたいと考えます。

私からは以上です。

- 議長（蓮沼 晃一 君）
施設長 吉澤 昇 君

【吉澤 昇 施設長 登壇】

- 施設長（吉澤 昇 君）
項目2の「養護老人ホーム楽寿荘の業務継続計画（BCP）の策定」についてお答えいたします。

近年多発している自然災害による人的被害は、災害関連死を含め深刻な問題となっております。

災害時の安全確保と、災害が発生したあと、業務をどのように継続していくのか、この両方を考えておくことが「災害に備えた非常時の『業務継続計画（BCP）』」であり、令和3年の介護報酬改定において、3年間の経過措置期間を設け、令和6年3月までの策定が義務付けられたものです。

当施設（養護老人ホーム楽寿荘）は、本館、新館、管理棟の3棟構成で、いずれも、耐震基準を満たしております。また、地域の一次避難所として位置付けられております。

策定中の計画においては、災害が発生した場合、主な対応として、

- ①福祉避難所としての活用の検討
- ②必要となる飲料水の確保
- ③電源の確保
- ④情報設備の安全対策

⑤砺波ブロック老人福祉施設災害時等相互協定によるマンパワーの確保等を盛り込んでおります。

現在、3月末を期限に作業を進めておりますが、計画策定後におきましても、当施設の取り巻く社会環境等を鑑み、継続した見直しや修正を重ね、より機能する業務継続計画（BCP）として、万一の災害に備えてまいりたいと考えております。

【吉澤 昇 施設長 降壇】

- 議長（蓮沼 晃一 君）
以上で、一般質問並びに質疑は終了いたしました。
これより、討論に入ります。
通告がありませんので、討論を終わります。

これより、「議案第1号から議案第8号まで及び報告第1号」を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第8号まで及び報告第1号の案件について、原案のとおり可決、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって議案第1号から議案第8号まで及び報告第1号については、原案のとおり可決、承認されました。

【藤本 雅明 議員 退場】

○ 議長（蓮沼 晃一 君）

本日、議案第9号「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程、「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

【夏野 修 理事長 登壇】

○ 理事長（夏野 修 君）

本日追加提案いたしました議案第9号 砺波地方介護保険組合監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

辞職により、空席となっております議会選出の監査委員に、小矢部市の藤本 雅明議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、同意をいただきますようお願い申し上げます。

【夏野 修 理事長 降壇】

○ 議長（蓮沼 晃一 君）

お諮りいたします。

本議案については事情を充分にご承知のことと存じますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本議案は直ちに採決することに決しました。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」原案に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第9号は原案に同意することに決しました。

【藤本 雅明 議員 入場】

- 議長（蓮沼 晃一 君）

次に、日程第6「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第59条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました諸案件の審議はすべて議了いたしました。

[午後4時22分 閉議]

- 議長（蓮沼 晃一 君）

ここで、田中理事からご挨拶がございます。

理事 田中 幹夫 君

【田中 幹夫 理事 登壇】

- 理事（田中 幹夫 君）

2月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日提出いたしました令和6年度予算を始め、諸案件につきまして、それぞれ可決、承認、同意をいただき、誠にありがとうございました。

新たな第9期介護保険事業計画の期間内には、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年を迎え、団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年を見据えた事業運営も必要となり

ます。

介護を社会全体で支えることを目的として創設された介護保険制度が施行されてから、はや23年が経過いたしました。この間の社会情勢の大きな変化とともに、「地域包括ケア体制の強化」、「高齢者の自立支援や介護予防、要介護状態の重度化防止」及び「効果的かつ効率的な在宅介護・施設サービスが提供できる体制の構築」を図り、介護給付の適正化と、持続可能な介護保険事業の安定運営に努めてきたところであります。

さて、第8期計画の期間中には、既に前期高齢者の割合が低下し始めておりますが、それと反比例するかのように、介護を必要とする度合いの高い後期高齢者が増加しております。組合といたしましても、8月定例会で可決をいただきましたように、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を保険福祉事業の対象事業とするなど、時流に応じた対応を取り、高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活していけるよう、構成3市が一層連携を深めながら、高齢者を支える体制づくりを継続してまいりたいと考えております。

今後とも円満な議会運営にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位が健康にご留意され、ますますご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

【田中 幹夫 理事 降壇】

○ 議長（藤本 雅明 君）

これをもちまして、令和6年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を閉会いたします。

[午後4時24分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年2月14日

議 長 蓮 沼 晃 一

副 議 長 有 若 隆

署名議員 藤 本 雅 明

署名議員 中 田 正 樹